

令和7年度 医療機関における電子処方箋の活用・普及の促進事業についてのQ&A【よくあるお問合せ】

分類	no.	項目		回答	備考
1 対象事業者		以下の施設は対象になるか？			
	1	医療機関所在地は都内だが、開設者所在地が都外	法人本部が都外	保険指定を受けている医療機関であれば、開設者所在地が都外でも、都内の医療機関は対象になります。	
	2	保険指定を受けていない医療機関		対象になりません。	
2 補助対象事業	1	対象となるのは、どういう施設か。		・令和7年9月30日までに導入完了し、社会保険診療報酬支払基金（以下、「基金」とする。）の電子処方箋管理サービスに関する補助金の交付決定を受けた医療機関が対象です。 ・都へ令和6年度に当該事業について申請し、都から既に交付決定された対象経費の区分では、申請できません。 例1）令和6年度に「補助対象事業（1）導入費用」を交付された施設は、令和7年度に「補助事業費（2）新機能導入費用」では区分が異なり重複しないため、申請できます。 例2）令和6年度に「補助対象事業（1）導入費用かつ（2）新機能導入費用」を交付された施設や、「補助対象事業（3）の(1)・(2)同時導入費用」を交付された施設は、令和7年度の申請はできません。	
	2	申請区分「要綱第3条（1）の事業」、「要綱第3条（2）の事業」、「要綱第3条（3）の事業」の違いは何か。		申請区分（1）は、既存システムの改修等初期導入に係る経費（基本機能のみ）を補助するものです。（2）は、既に基本機能を導入している施設が、令和6年度以降に新機能を追加した場合の経費を補助するものです。（3）は、令和6年度以降に、新たに電子処方箋の導入を行う事業者を対象としており、基本機能と追加機能を同時に導入する場合のシステム改修等に係る経費が対象です。 いずれの場合も、社会保険診療報酬支払基金から電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた施設が対象となります。	
	3	令和6年度中に基金の交付決定を受けて電子処方箋を運用しているが、昨年度中に都の補助金申請が間に合わなかった。令和7年度の申請はしてもよいか。		・既に電子処方箋サービスを導入しており、基金の交付決定を受けた施設であれば、都の補助金申請は可能です。 ・ただし、都へ令和6年度に当該事業について申請し、都から既に費用を交付されている同じ事業区分での申請はできません。 ＊2－1 参照	
	4	社会保険診療報酬支払基金の補助金と都の補助金は何が違うのか。		都の補助金は、社会保険診療報酬支払基金の補助金の上乗せ補助となります。2つの補助金を受けることが可能ですが、申請先が異なりますので、それぞれに申請する必要があります。 申請の順番は、以下のとおりです。 電子処方箋の運用開始→社会保険診療報酬支払基金への補助金交付申請→社会保険診療報酬支払基金から交付決定通知受領→都へ補助金交付申請	
3 補助条件	1	補助条件とは		申請時点ですでに電子処方箋管理サービスの整備を終えており、かつ「補助対象事業」（事業の内容は都のホームページで確認してください。）に掲げる事業について、既に社会保険診療報酬支払基金から補助金の交付決定を受けていることです。 ただし、都へ令和6年度に当該事業について申請し、都から既に費用を交付されている同じ事業区分での申請はできません。 ＊2－1 参照	＊検索エンジンで、「東京都 医療機関 電子処方箋」と検索 https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/denshi_syohosen.html
4 申請	1	申請は医療機関単位か		法人単位での申請を受け付けておりませんので、医療機関単位で申請をお願いします。	
	2	Jグランツはどのように申請するのか		GビズID（gBizIDプライム）は、法人の代表者で取得してください。	
		これからGビズID（gBizIDプライム）を取得する場合		検索エンジンで「GビズID」と検索し、検索結果の上部に出てくるJグランツのホームページから申請してください。（備考欄のURLから申請をしてください。お知らせのハガキにQRコードがあります。） GビズID申請にあたり不明な点は、0570-023-797（GビズID運用センター＊電話番号の間違いに注意してください。）へお問い合わせください。	https://gbiz-id.go.jp/top/

分類	no.	項目		回答	備考
			すでにG BizID（gBizIDプライム）を取得している場合	「Jグランツ」のトップページから、「補助金を探す」→「令和7年度医療機関における電子処方箋の活用・普及の促進事業」→申請フォームをクリックして入力画面に進んでください。	
4 申請	3	Jグランツの申請画面で、「事業者基本情報」の入力方法		G BizID等の事業者情報がプレ入力されています。プレ入力されている内容は、印鑑証明書の代わりとなり、本人確認のために必要であるため、情報の変更はできません。 なお、「代表者役職」について、プレ入力されていない場合は、自社情報の確認・編集（※）から代表者役職・個人事業主役職を入力し登録した上で、申請を行ってください。代表者役職・個人事業主役職が登録されていない場合は、交付決定通知上で代表者役職が（代表者役職）と表示されてしまいます。事前登録された代表者役職が交付決定通知に反映されるようになっています。 （※）トップページの右上にあるログイン中のアカウント名の右にある「▼」ボタンを押下し、「自社情報の確認・編集」ボタンを押下します。	
	4	Jグランツの申請画面で、「事業基本情報」の入力方法		事業の名称は（7桁の医療機関コード）「医療機関における電子処方箋の活用・普及の促進事業」と入力してください。	
				「事業開始日の決定方法」は、「交付決定日から開始」を選択してください。「事業開始日（公募・交付申請時）」は入力不要です。	
				「事業終了日」は、カレンダーから令和8年3月31日を選択してください。	
				「補助金に要する経費（合計）」及び「補助対象経費（合計）」は、添付する領収書の合計額を入力してください。領収書が複数ある場合は、すべての領収書の合計額の合算を入力してください。	
				「補助金交付申請額（合計）」は、当該補助金の申請額を入力してください。 ・Excel表「別記第1号様式 別紙2」のG列の値と同じです。 ・「交付申請兼実績報告」の「合計（交付申請及び実績報告額）」の値と同じです。	
	5	Jグランツの「交付申請兼実績報告」について		「交付要綱第3条の（1）の事業の交付申請及び実績報告額を入力してください」～「交付要綱第3条の（3）の事業の交付申請及び実績報告額を入力してください」は、Excel表「別記第1号様式 別紙2」のC列で選択した事業と一致する事業の欄に、G列の値を入力してください。 例）別紙2のC列で、「要綱第3条（1）の事業」を選択した場合は、「交付要綱第3条の（1）の事業の交付申請及び実績報告額を入力してください」に、別紙2のG列の値を入力します。	
	6	令和7年度に（1）導入費用の事業を既に申請したが、（2）新機能導入の事業を追加で申請したい。Jグランツでは、2回目の申請ができないが、どうすればよいか。		差戻しますので、（2）の事業を追加した形で、再度申請し直してください。	Jグランツでは、重複申請を防止するために、申請は1回しかできない。確定前であれば、申請しなおすことができる。
		書類に不備があり差し戻されたが、どうすればよいか。		書類等に不備があり、差し戻された場合は、再度、あたらしく申請をするのではなく、必ず、差し戻された案件を修正してください。なお、できるだけ早急に御対応ください。	
	7	令和5年度中に電子処方箋も導入が完了しているが、要綱第3条（1）の事業の対象となるか。		2 補助金対象事業 2を参照	

分類	no.	項目		回答	備考
4 申請	8	都の補助金に申請する場合に、申請区分「要綱第3条（1）の事業」、「要綱第3条（2）の事業」、「要綱第3条（3）の事業」のどの区分で申請を行えばよいか。		令和4年度及び令和5年度に社会保険診療報酬支払基金に対して補助金交付申請を行った医療機関は、申請区分「要綱第3条（1）の事業」での申請となります。ただし、令和6年度に、追加機能の申請を行った場合は、申請区分「要綱第3条（1）の事業」及び「要綱第3条（2）の事業」で申請してください。 また、令和6年度に社会保険診療報酬支払基金に対して補助金交付申請を行った施設は、国の補助金交付申請時に選択した申請区分と同じ区分で申請してください。 なお、社会保険診療報酬支払基金から交付された補助金交付決定通知書の題目（タイトル）により、申請区分を確認することが可能です。 【補助金交付決定通知書の見分け方】＊交付決定時期により題目（タイトル）が異なります。 ○申請区分「要綱第3（1）の事業」の場合 ・「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書」 ・「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書（初期導入のみ）」 ・「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書（令和 年 月導入分）（初期導入のみ）」 ○申請区分「要綱第3（2）の事業」の場合 ・「電子処方箋管理サービスの新機能の導入に必要となるシステム改修等に係る助成金交付決定通知書」 ・「電子処方箋管理サービスの新機能の導入に必要となるシステム改修等に係る助成金交付決定通知書（令和 年 月導入分）（新機能（リフィル処方箋等）の導入）」 ○申請区分「要綱第3（3）の事業」の場合 ・「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書（初期導入と新機能の同時導入）」 ・「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書（令和 年 月導入分）（初期導入と新機能（リフィル処方箋等）の同時導入）」	
	9	Excel表「別記第1号様式 別紙2」について、10桁のコードなら把握しているが、7桁の保険医療機関コードとは何か		レセプトの請求の際に使用するコードになります。なお、10桁のコードは保険機関コードといい、都内の医療機関の場合は「13〇（※）+7桁の保険医療機関コード」で構成されています。そのため、保険機関コードの冒頭13〇を除いた番号が当該コードになります。（※）〇に入る数字は医療機関種別によって異なります。	
	10	Excel表「別記第1号様式 別紙2」の入力方法について		（注意）左上（A4セル）に法人名（フルネームで）を記載してください。 1行につき1医療機関の情報を入力してください。区分はプルダウンから選択してください。総事業費は、補助対象金額の合計額（＊）を入力します。式の入ったE列、F列、G列は絶対に触らないでください。	＊社会保険診療報酬支払基金に提出した領収書内訳書（ベンダー作成）の補助対象金額の合計
	11	消費税仕入控除税額報告は必要か。		・補助金を受け取り、決算後、消費税及び地方消費税の確定申告を所轄税務署に行ったのち、令和8年度にJグランツに必要な書類を提出してください。提出時期や記入方法などの詳細は別途、ご連絡しますのでそれまでは入力されませんようお願いいたします（JGrants上の申請担当者様のメールアドレスあてにお知らせする予定です）。 ・この補助金の交付を受けたすべての事業者で必要になります。返還額が0円でも提出する書類があります。	補助金の受入は、消費税法上課税対象ではないが、補助事業の対象経費について仕入税額控除した場合、当該仕入控除税額を返還する必要があります。
	12	補助金は、予算を上回る申請があった場合でも、申請したすべての医療機関に支払われるのか。		申請内容が適正と認められた申請額の合計が都の予算額を上回った場合は、予算の範囲内で支給額を調整することがあります。	
	13	医科、歯科併設の場合、オンライン資格確認導入時と同様に、医科、歯科それぞれで補助金の申請を行わなくては行けないか。		医科、歯科それぞれにご対応いただく必要があります。	
	14	医科・歯科の2つの医療機関コード持つ医療機関（医科・歯科併設医療機関）が共通でネットワーク等の改修を行った場合は、医科と歯科の費用をどのように分けて補助金の交付申請をすればよいか。		社会保険診療報酬支払基金への申請と同様に、医療機関における実情に応じ按分して申請してください。また、按分方法と按分額等が確認できる資料を併せて提出してください。なお、申請書の事業費には、それぞれ按分した額を記載してください。	

分類	no.	項目		回答	備考
	15	社会保険診療報酬支払基金の補助金へ申請したが、申請状況を確認したい。		医療機関等向け総合ポータルサイト（ https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=ep_top ）よりご確認ください。 医療機関等向け総合ポータルサイトにログインし、画面上部のマイリストをクリックして、申請を選択すると「申請一覧」が表示されます。 補助金申請を行っている場合、「EPCS」から始まる番号をクリックしていただくと申請状況がご確認ください。	
	16	都の補助金の申請に必要な、社会保険診療報酬支払基金の交付決定通知書はどこから確認、ダウンロードできるか。		医療機関等向け総合ポータルサイト>電子処方箋管理サービス>電子処方箋の各種申請について>ログイン>交付決定通知書ダウンロードから、確認、ダウンロードすることが可能です。 また、交付決定通知を交付した旨を記載したメールが、申請した医療機関へ送信されますので、メール記載のリンク先へ接続いただくことで、交付決定通知が格納されているページに到達いただき、ダウンロードすることが可能です。	
4 申請	17	医療機関の名称や法人に変更があるが、手続きはどのようにしたらよいか。		必要な手続きについては、G BizIDのよくある質問4-4を参照してください。 https://gbiz-id.go.jp/top/faq/faq.html なお、G BizIDの変更手続きは、完了まで時間を要する場合があります。もし都の申請期限内に変更の予定がある場合は、変更後に「グラント」から交付申請いただくようお願いいたします。	基金の決定通知書と異なる場合は、個々に対応するので都へ問合せてください。
	18	医療機関の名称に変更があり、基金の交付決定通知書の宛名と名称が異なるが、手続きはどのようにしたらよいか。		基金の決定通知書と異なる場合は、個々に対応するので事務局へ問合せてください。関東信越厚生局のホームページで確認しますが、医療機関コードが変わらず名称のみが変更になっている場合は、厚生局のホームページに掲載されませんので、医療機関から保健所に提出した名称変更の提出の控え（保健所の収受印が押されたもの）を提出していただく場合があります。	
	19	申請期限を延長する予定はないか。		都の補助金の財源は、厚生労働省が実施する「医療提供体制推進事業補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）」であり、令和7年度の単年度事業であるため、申請期限を延長する予定はありません。	
	20	補助金が支払われるのはいつごろか。		令和8年3月末を予定しています。	
	21	社会保険診療報酬支払基金の補助金は、令和7年9月30日までに電子処方箋管理サービスの導入を完了したうえで、令和8年3月31日までに申請を行えばよいが、都の補助金申請は、なぜ、令和7年12月26日までなのか。		都の補助金は、厚生労働省が実施する「医療提供体制推進事業補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）」であり、令和7年度の単年度事業であるため、委託業者への支払いなどすべての支払いを令和7年度中に実施する必要があるため、それらの手続きに要する期間を考慮して申請期限を設定しております。	
	22	社会保険診療報酬支払基金に対して、電子処方箋管理サービスに関する補助金の申請をしているが、交付決定されない。都の補助金申請期限に間に合わないが、添付書類が用意できない状態で、都の補助金申請をしてもよいか。		都の補助金の交付要件として社会保険診療報酬支払基金の電子処方箋管理サービスに関する補助金の交付決定を受けた施設である必要があり、都への申請期限内に、添付書類が揃っていない場合は、社会保険診療報酬支払基金の交付決定を受けた施設であることが確認できないため、補助金の交付要件を満たしていないものとして都の補助金はお支払いできません。	
5 算定方法	1	算定はどのようにするのか。		社会保険診療報酬支払基金で補助金の交付を受けた、補助対象の総事業費について、病院の場合は1/6、診療所の場合は1/4を補助します。ただし、上限があります。	
6 その他	1	どこの会社のシステムが補助金の対象か。		社会保険診療報酬支払基金で交付決定されたものが対象です。	